

令和 7 年第 3 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 7 年 6 月 1 8 日（水）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 7 年 6 月 2 0 日（金）午前 9 時 3 0 分

出席議員（11 名）

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	7 番	古 林 輝 信
8 番	中 谷 謙 一	9 番	野 坂 充
10 番	大 湊 敏 行	11 番	赤 垣 義 憲
12 番	岡 山 義 廣		

欠席議員（1 名）

6 番 戸 澤 栄

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	小 野 淳 美
会 計 管 理 者	長	根 一 彦
総 務 課 長	高 山 幸 人	
企 画 財 政 課 長	西 舘 峰 夫	
防 災 管 財 課 長	木 明 裕 二	
産 業 振 興 課 長	上 野 義 孝	
町 民 課 長	富 吉 卓 弥	

介 護 ・ 福 祉 課 長	飯 田 貴 子
健 康 づ く り 課 長	木 明 修
建 設 水 道 課 長	五 十 嵐 洋 介
建 設 水 道 課 調 整 監	古 林 輝 樹
学 校 教 育 課 長	
兼学校給食共同調理場所長	飯 田 満
社会教育・スポーツ課長	玉 山 順 一
中央公民館長兼図書館長	
兼歴 史 民 俗 資 料 館 長	二 木 智 徳
総 務 課 長 補 佐	七 島 良 嘉
総 務 課 主 幹	四 戸 俊 彰

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	田 中 利 実
議 会 事 務 局 主 幹	濱 中 太 一

議事日程（第3号）

日程第1	報告第3号	令和6年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第2	議案第26号	令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）
日程第3	議案第27号	令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第4	議案第28号	令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第5	議案第29号	令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第30号	野辺地町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第7	議案第31号	野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第8	議案第32号	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
日程第9	議案第33号	野辺地町手数料条例の一部を改正する条例案
日程第10	議案第34号	野辺地町水道事業条例の一部を改正する条例案
日程第11	議案第35号	野辺地町生活支援ハウス運営事業に関する条例を廃止する条例案
日程第12	議案第36号	財産の取得の件（消防ポンプ自動車購入）
日程第13	議案第37号	公有水面埋立について
日程第14	追加事件の提案理由説明	
日程第15	議案第38号	財産の取得の件（小・中学校教職員用パソコン購入）
日程第16	発委第6号	「未来につなげる幸せのまち」を次代につなげる決議案
日程第17	常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	
日程第18	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	
日程第19	閉会	

町長の提出議案

議案第38号	財産の取得の件（小・中学校教職員用パソコン購入）
--------	--------------------------

議会の提出議案

発委第 6 号 「未来につなげる幸せのまち」を次代につなげる決議案

会議に付した議案

報告第 3 号 令和 6 年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議案第26号 令和 7 年度野辺地町一般会計補正予算（第 3 号）

議案第27号 令和 7 年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第28号 令和 7 年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第29号 令和 7 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第30号 野辺地町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例案

議案第31号 野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第32号 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
案

議案第33号 野辺地町手数料条例の一部を改正する条例案

議案第34号 野辺地町水道事業条例の一部を改正する条例案

議案第35号 野辺地町生活支援ハウス運営事業に関する条例を廃止する条例案

議案第36号 財産の取得の件（消防ポンプ自動車購入）

議案第37号 公有水面埋立について

議案第38号 財産の取得の件（小・中学校教職員用パソコン購入）

発委第 6 号 「未来につなげる幸せのまち」を次代につなげる決議案

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君）　これから本日の会議を開きます。

（午前　9時30分）

◎報告第3号　令和6年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（岡山義廣君）　日程第1、報告第3号　令和6年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

企画財政課長から説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君）　おはようございます。報告第3号は、令和6年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

議案書1ページをお願いいたします。一般会計におきまして、令和6年度から令和7年度に繰越しして使用する歳出予算について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法の規定に基づき報告するものであります。

2ページをお願いいたします。表には5件の事業が掲載されていますが、このうち3件の事業について、年度内に完了しないため繰越いたしました。

2款総務費、7項安全安心まちづくり対策費、避難所生活環境改善事業の翌年度繰越額は7,993万8,000円であります。国の令和6年度補正予算において措置された交付金により、避難所の開設に伴う備品や防災備蓄倉庫の整備を行う事業であります。年度内に事業が完了しないため、繰越いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費は、住民税非課税世帯支援物価高騰対応給付金事業が985万円であり、令和6年度内に給付金の受け取りが未済と想定される金額を繰越いたしました。

次の4款衛生費、2項清掃費の小型トラック購入及び10款教育費、1項教育総務費のスクールバス購入は、令和6年度内に完了し、翌年度繰越額はありません。

10款教育費、5項保健体育費は、オイルサービスタンク更新工事。これは、学校給食共同調理場の工事請負費になりますが、194万3,000円であります。年度内に工事が完了しないため、繰越いたしました。

総額は、一番下の計になりますが、繰越限度額1億8,611万3,000円に対し、翌年度繰越額は9,173万1,000円であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 報告第3号は報告事項であります。質疑があれば許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

◎議案第26号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）

○議長（岡山義廣君） 日程第2、議案第26号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正について、企画財政課長から説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） 議案第26号は、令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）であります。お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ7,100万円を追加し、予算の総額を77億6,840万円といたしました。

まず、歳入の主なるものについてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目2節地方創生臨時交付金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、昨年に定額減税できない、または定額減税し切れないと見込まれた方に対して、給付された調整給付の支給額に不足が生じた方へ交付されるもので、給付金・定額減税一体支援枠分として4,602万7,000円を計上いたしました。

中段の15款県支出金、3項県委託金、1目4節の統計調査費委託金58万6,000円は、県からの内示額に合わせた増額になります。

17款寄附金、1項寄附金、2目1節の指定寄附金は、ふるさと納税によるご寄附が2件、ほかに1,660万円のご寄附がありました。

なお、寄附者の申出により、詳細の公表を差し控えさせていただきます。

10ページに参りまして、18款繰入金、2項基金繰入金、9目1節農山漁村活性化基金繰入金は、漁業や水産業などに関わる事業の財源として繰り入れるもので、1,500万円を計上いたしました。充当先としては、ホタテ養殖漁業者支援事業に570万円、地まきホタテ稚貝放流事業に500万円、農業振興事業や新規就農者等の機械導入支援事業などに430万円を予定しております。

20款諸収入の5項雑入、3目2節雑入のコミュニティ助成事業助成金は、申請していた中道ふれあい公園遊具設置事業が不採択となったことから、助成金申請分1,000万円全額を減額いたします。

21款町債、1項町債、1目1節総務債のJアラート新型受信機設置事業は、Jアラートの新型受信機の整備について消防庁から発出があったことから、緊急防災・減災事業債を活用することとし、

310万円を計上するものであります。

5目3節都市計画債は、先ほどコミュニティ助成事業でご説明いたしました不採択となった中道ふれあい公園遊具設置事業費1,424万5,000円のうち、起債に関わる420万円全額を減額するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。12ページをお願いします。歳出各項目にわたり、職員の人事異動などにより、職員給与費等の増減分を計上していますが、各項目での説明は省略させていただきます。一般会計の総額では、2,022万円の減額となっております。

13ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目12節委託料の財務書類作成支援業務198万円及び固定資産台帳精緻化業務99万円につきましては、当該業務は連携を要し、一体的に作成することが適切であると判断したことから、両事業予算を減額し、新たに固定資産台帳精緻化及び財務書類作成支援等業務として353万7,000円を計上するものです。なお、本事業は業務量が2か年に及ぶことから、債務負担行為を設定し、実施いたします。同じく委託料の人事給与システム改修業務は、子ども・子育て支援金に関わるシステム改修が必要となったことから、103万4,000円を計上するものです。

4目10節需用費、修繕料は、本庁舎の電話機の増設作業や庁議室の配線工事など緊急的に発生した修繕費46万6,000円を計上するものです。17節備品購入費は、コミュニティ消防センターなるさわの故障したストーブの買換えに27万2,000円、老朽化した公共施設環境整備用の除雪機の買換えに62万7,000円計上するものです。

6目12節委託料は、地域おこし協力隊の募集業務に関わる特別交付税措置の上限額が増額されたことに合わせて50万6,000円を増額するものです。

12目定額減税補足給付金（不足額給付）事業費は、3節、時間外勤務手当に184万円、10節需用費の消耗品費に10万円、印刷製本費に17万3,000円、11節役務費の郵便料に37万8,000円、公金口座振込手数料に22万円計上いたしました。

次からは、給付システムに関わるものが続きます。まず、12節委託料のRPAシナリオ作成業務95万9,000円は、読み込んだ給付申請書のデータをシステムに取り込むプログラムの作成に関わるものです。14ページに参りまして、12節委託料の定額減税補足給付（不足額給付）システム導入業務96万8,000円、次の13節使用料及び賃借料のA I－O C R利用料、これは手書きの給付金システムを読み込むシステムの利用料になりますが、111万4,000円、同じく13節のパソコンは給付金業務に使用するもので、93万5,000円計上いたしました。17節備品購入費、ネットワーク機器に63万8,000円、これはファイアウォールの購入に関わる部分で、個人情報扱うことから、特定の通信のみを設定するための機器となります。18節負担金、補助及び交付金、定額減税補足給付金（不足額給付）には、1,000件に4万円を乗じた4,000万円を計上しました。

15ページをお願いいたします。下段の2款総務費、4項選挙費、2目参議院議員通常選挙費、1節報酬に14万2,000円を計上いたしました。投票管理者等の報酬の基準改正に伴うものです。

16ページに参りまして、2款総務費、5項統計調査費、1目委託統計調査費、1節報酬、国勢調査指導員に4万円、国勢調査調査員に1万3,000円を計上いたしました。国の委託金の内示に併せて報酬の増額通知があったためであります。10節需用費、消耗品費には142万6,000円を計上いたしました。調査区の要図を印刷する用紙やインクの購入費を見込んでおります。13節使用料及び賃借料は、国勢調査に関わる要図の作成について、県の一括作成に参加することとしたことから、89万3,000円全額減額しました。不要になりました。

2款総務費、7項安全安心まちづくり対策費、3目12節委託料、地域防災計画修正業務は、仕様の見直しなどにより470万6,000円を増額計上いたしました。14節工事請負費、Jアラート新型受信機設置工事に316万8,000円を計上いたしました。

17ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目18節、民生委員協議会活動費は、県補助金が単価見直しになったことにより7万3,000円を増額いたします。27節繰出金、国民健康保険事業特別会計事務費42万3,000円の増額と、次の行の3目27節繰出金、介護保険事業特別会計職員給与費等の823万4,000円の減額は、人事異動に伴う会計間の調整であります。6目有戸地区はまなすふれあいセンター費、14節、オイルタンク等整備工事56万9,000円は、当初予算でオイルタンク本体分の工事費を計上いたしましたが、タンクを収納する貯蔵設備一体の改修が必要と分かり、工事費を増額しました。

18ページに参りまして、3款民生費、2項児童福祉費、9目児童館建設事業費、12節委託料、児童館新築工事設計業務18万4,000円は、児童館部分の面積が固まったことによる統合小学校新築工事設計業務との按分調整による増額分であります。

一番下の4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料の健康管理システム改修業務28万6,000円と、次の19ページをお願いいたします、12節委託料の643万8,000円及び19節扶助費の28万円、带状疱疹予防接種は、今年度から予防接種法に基づくB類疾病定期予防接種となったため、実施に必要な費用を計上するものであります。なお、国の基準では、65歳以上などの条件がありますが、町独自に50歳、55歳、60歳を加えて実施する予定であります。

中段の2項清掃費、4目一般廃棄物最終処分場管理費、12節委託料、立入防止柵設置工事測量業務474万1,000円は、旧寺ノ沢埋立地の適正閉鎖に向けた測量費用を計上するものであります。

20ページに参りまして、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費430万円の財源補正は、当初予算に計上しておりました野辺地町農業振興事業、新規就農者等農業用機械導入支援事業及び農作業機械修繕費支援事業へ農山漁村活性化基金繰入金を充てることとしたものであります。

21ページをお願いいたします。3項水産業費、1目水産総務費において、補正額の財源内訳の一

般財源が1,273万5,000円の減額となっております。これは、当初予算に計上しておりましたホタテ養殖漁業者支援事業費、地まきホタテ稚貝放流事業へ農山漁村活性化基金繰入金1,070万円を充てることとして浮いた分と、職員の人事異動などによる職員給与費等203万5,000円の減額を合計したのになっております。

7 款商工費、1 項商工費、2 目12節委託料の52万8,000円は、国道280号のかかしロードに設置されていたねぶた師が作成した柴崎 岳選手を模したかかしを青森山田中学校から譲り受けたことから、当町に設置する費用となります。下段の3 目スキー場費の10節需用費10万円及び次の22ページに参りまして、12節委託料1,447万6,000円、14節工事請負費129万8,000円は、あったかハウス前の広場をクロスカントリースキーで使用する目的で国から借用し、測量や立入禁止看板の設置をするための費用であります。

下段の8 款土木費、5 項都市計画費、2 目14節工事請負費の1,424万5,000円の減額は、中道ふれあい公園遊具更新工事がコミュニティ助成事業で採択されなかったことによるものであります。

23ページをお願いいたします。10款教育費、1 項教育総務費、2 目1 節報酬98万円及び次の4 節共済費の一部は、外国語指導助手基本報酬額が変更になったことによる増額であります。

24ページに参りまして、10款教育費、2 項小学校費、4 目10節修繕料40万6,000円は、小学校において雪害などにより、当初想定した以上の修繕が生じていることから増額するものであります。5 目12節委託料49万5,000円は、統合小学校新築工事等設計業務で、S L 等のアスベスト、P C B の調査を行うため、変更契約に伴うものであります。

25ページをお願いいたします。10款教育費、3 項中学校費、3 目10節修繕料の119万7,000円は、小学校と同様に当初想定した以上の修繕が生じていることから増額するものです。

下段の4 項社会教育費、3 目文化財保護費の50万円の財源補正は、当初予算に計上しておりました日本遺産3 港連携事業へ町村の魅力発信事業助成金を充てるものであります。

26ページに参りまして、下段の5 項保健体育費、1 目8 節講師旅費15万3,000円及び12節委託料の講師派遣業務150万円と周知ポスター・チラシ制作業務19万8,000円は、スポーツ選手を招き、小中学生を対象としたイベントを開催する費用です。これにも町村の魅力発信事業助成金を充てることとしております。3 目10節修繕料78万5,000円は、体育館の浄化槽プロアポンプ交換等、当初予算後に判明した修繕に要する費用であります。5 目10節修繕料55万円は、サンビレッジのへじの床暖房系統膨張タンクの修理など、当初予算後に判明した修繕に要する費用であります。

27ページをお願いいたします。中段の13款諸支出金、1 項基金費、10目24節、農山漁村活性化基金積立金1,669万5,000円は、今回の補正の歳入に計上した指定寄附金の一部と、令和6 年度に当基金に充当していた事業の事業費が確定したことによる積み戻し分を合わせて積立てするものであります。

予算書 4 ページにお戻り願います。第 2 表、債務負担行為補正でありますが、1 件を追加いたします。歳出でもご説明いたしましたが、固定資産台帳精緻化及び財務書類作成支援等業務として計上し直すもので、本事業は業務量が 2 か年に及ぶことから、債務負担行為を設定いたします。

5 ページに参りまして、第 3 表、地方債補正でありますが、追加が 1 件、限度額の変更が 2 件、次の 6 ページになりますが、廃止が 1 件であります。

追加、廃止については、歳入でご説明いたしましたとおり、消防庁からの Jアラートの新型受信機整備の連絡やコミュニティ助成事業の不採択によるものであります。限度額の変更については、児童館と統合小学校新築事業費の変更等に伴い、限度額を増額するものであります。

なお、起債の方法、利率等については変更ございません。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正について、一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑はありませんか。

4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） おはようございます。19ページの予防費の带状疱疹予防接種の自己負担額を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） ご質問にお答えいたします。

自己負担分ということで、町からの助成額ということでお答えさせていただきたいと思います。ワクチンは 2 種類ありまして、まず組換えワクチンというのが接種 1 回当たりおおむね 2 万 2,000 円ですので、半額の 1 万 1,000 円のみ助成額を支給することとしております。

もう一つ、生ワクチンというのがありまして、こちらのほうは接種 1 回当たりおおむね 8,000 円ありますので、その半額の 4,000 円を助成額として予定しております。

以上となります。

○議長（岡山義廣君） 3 番、木戸忠勝君。

○3 番（木戸忠勝君） 3 ページの 6 款農林水産業費の 3 項水産業費、これが昨年より 1,800 万円ほど削減されていますけれども、これはどのような理由で削減されましたか。

○議長（岡山義廣君） 木戸君、今ページ数を、何ページかをもう一回確認します。

○3 番（木戸忠勝君） 3 ページです。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

人件費によるものでございます。

○議長（岡山義廣君） 3 番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 人件費で、これ昨年より1,800万円も削減されたのですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） 申し訳ございません。昨年度実施した産直施設前の舗装工事がなくなったためです。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） おはようございます。20ページの農林水産業費の柴崎地区レクリエーション施設管理費の修繕料の詳細を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

拓心館の多目的トイレが20万9,000円、森林総合センターの浴室、照明器具の交換に7万9,000円となっております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 21ページの商工費の2目観光費、柴崎岳モニュメント運搬設置等、かかしロードに展示してあった柴崎 岳選手のかかしをこちらに運ぶということなのですけれども、こういう話があったということだと思えるのですけれども、いきさつというのはどういうふうな形でこちらに話があったのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

今年の4月に青森山田中学校のほうから、校舎内に展示している柴崎 岳選手のかかしについて寄贈したいというお話がございました。相談した上で、では野辺地町で受けて、取りあえずと言えはあれですけれども、柴崎 岳選手が現役のうちは展示しておきましょうということで話がつきました。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 今駅前のPRセンターに柴崎 岳選手のコーナーとありますが、展示コーナーがありますけれども、結局展示するというと、その場所ということになるのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

このかかしですけれども、高さが6メートル、幅が3メートル弱ございますので、当初観光物産PRセンターのほうに展示しようという考えもございましたが、高さが合わないため、それで今考えているのは町立体育館のほうに展示しようかなというふうに考えております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 運搬費に50万円というのは、結構な額ではないかなと思います。運搬費に

使うのであれば、50万円使って柴崎 岳選手の半永久的なモニュメント制作ということも考えられるのではないかと思いますのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

これは、運搬費1回ではなくて、要は町民にお知らせというか、お見せしたいということもございますので、祭り期間中は屋外にちょっと展示して、祭りが終わったら町体のほうに展示したいと。なので、運搬も2回ほどかかりますし、あとは町体に展示して倒れてこないように固定するのも含まれております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。3回目になりますので、まとめてください。

○8番（中谷謙一君） かかしロードに展示のときには、屋外展示になっていましたけれども、これねぶたで使われている防水加工された紙での制作ということなののでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

骨組みは、ねぶた師の北村蓮明氏が制作したものでございまして、骨組みはねぶたと同じ作りになっております。表面は、布製みたいな感じの生地になっておりました。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 先ほどの19ページなのですけれども、带状疱疹ワクチンの50歳、55歳、60歳の対象人数を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

対象者の人数ですけれども、50歳の方が163人、55歳の方が162人、60歳の方が159人で、合計484人となります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 21ページ、先ほどの柴崎 岳選手のモニュメントの件ですけれども、柴崎岳選手が現役のうちは展示しておくというお話でしたが、そのモニュメント自体、どれぐらいの耐用年数と見込んでいらっしゃいますか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） 耐用年数というのは、ちょっと分かりませんが、青森山田中学校でも校舎内に展示しておりまして、実物を見に行ってきましたが、まだ腐っているとか、そういう部分もございませんので、数年は大丈夫かなというふうに思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 24ページです。10款5目小学校統合事業費、地方債50万円を追加と、それから18ページ、児童館建設事業費、これの設計業務で地方債が10万円追加ということで、補正前、それから補正後の金額を、この2つの事業の設計費を合わせると1億2,568万円になるのですが、令和6年11月19日に入札がありました、その設計業務の落札価格が1億5,680万円なのですが、この落札価格1億5,680万円内に収まっているのですけれども、今の補正後の2つの事業費を足すと1億2,568万円とありまして、この差というのは何かあるのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） すみません、赤垣議員、もう一度ご質問のほうをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の補正で設計費が補正された後、児童館の設計費と小学校の設計費を足すと1億2,568万円になると思うのです。昨年の11月に入札があって、そのときの落札金額が1億5,680万円ということで、若干その差があるのですが、この差は何を意味しているのか。1億5,680万円の落札金額のうちで、今回補正があった1億2,568万円のほかに何かかかるお金があるということなのか、その辺ちょっと伺いたかったのですが、分かりますか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） 昨年の11月、基本実施設計業務1億5,680万円で契約しまして、これが契約額でございますが、今回S Lのアスベスト、そしてP C B、調査が必要になったということで、今回49万5,000円補正したということになります。ご回答、このような形でよろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 22ページのあったかハウス前広場の測量業務のことなのですが、5月15日行われた全員協議会のほうで、町が貸付けを受けることができるかどうかということが今後森林管理署と協議の上確定するという話でありましたが、現在これは確定するという事で考えておいてよろしいのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 全員協議会のときに、森林管理署との協議は、その形で進めてよいという了解を得たということをお話ししたと思っていました。

それとあと、十和田観光電鉄さんのほうで返してもらわなければ進めないわけですが、十鉄さんの親会社のほうの役員会の状況によるところが一部ありますというご報告を全協のほうでお話ししたと思います。その後十和田観光電鉄さんのほう、親会社さんの役員会にこの案件を報告したところ、特に異議等は出なかったというふうに聞いております。

ただ、オーナーのほうから過去にスキー場に関係した事業者等に一応お知らせしておきなさいというお話があって、現在その作業を進めているというふうに聞いております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 16ページの真ん中、Ｊアラート新型受信機設置工事に関連してお伺いします。

先日Ｊアラートですか、緊急放送が鳴る予定が鳴らなかったと。それで、県のほうに確認することだったと思うのですが、その後何か分かったことがあれば、お知らせいただきたいのですが。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） おはようございます。お答えいたします。

先日のＪアラートの放送でしたが、当初私どもが考えておりましたといいますか、認識しておりましたのは、受信機等を設定を変えなくてもそのまま放送がされるということで認識をしておりました。ですが、結果としては、それが受信機を操作した上で初めて放送がされるということでございました。今回の対象の訓練項目に対して、そこを放送します。有効というようなことにシステム上変更して、その上で放送がされるという訓練でした。それを認識の誤りで、設定を変えていなかったと。そのままの状態でしたので、放送のデータの的には受信しておりますが、実際の放送はされなかったということでございます。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） 26ページの保健体育費の講師派遣業務150万円、これスポーツ選手の招聘というふうなことをご説明いただきましたが、どのようなスポーツの方をどのような形で派遣されるのか、お伺いします。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） 今のところの計画でお話しさせていただきますので、ご了承ください。

今現在町内に在住する小学生、中学生を対象として、スポーツを心身の健全育成及び地域の活性化につなげていくためにアスリートと呼ぶという形になっております。その呼ぶ方は、まだちょっと公開できないので、申し訳ありませんけれども、控えさせていただきます。よろしく願います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 23ページの教育総務費の関連になると思うのですが、初日の町長の提案理由の説明の中で最初にありましたインターハイで、2つの高校の3つの競技で1位になったという

ことで、町民から祝賀イベントなどをやってみないか、やってはどうかという声は何件か寄せられておまして、この機会、私一番実感しているのは、野辺地西高校がサッカーで青森山田高校を破ったときに、その次の日のラジオの朝の生放送で、野辺地西を「ノベジーニシ」というふうにアナウンスされたのです。その番組の中で訂正があったのだけれども、それが今度は「ノヘジニシ」ということで、またアクセントもちょっと違うなということで、私前々から東京圏から、例えば仕事とかで連絡するときに、住所の確認といったときに、「青森県上北郡ノベジ町」と言われることも何回かあって、野辺地こかぶというのも首都圏にも出しているわけだから、もう少し野辺地町、「ノヘジ」と言ってもらえるようなPRもこの機会にやるすごくチャンスではないかなと思ったりもします。

それから、町民からそういう声が上がってくるということは、町民との一体感を、町が一体になれる絶好のチャンスなのではないのかなという気持ちもありまして、その辺を考えていただいて、祝賀イベントを何か企画しようというお考えはないものか、ちょっと伺いたいものだけれども、どうでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊君、これ関連ですけれども、質疑ではないので、別途時間を設けて執行部のほうと、あとは担当課長のほうと一回話ししてみてください。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 13ページです。6目企画費で地域おこし協力隊募集業務50万6,000円、これは特例交付金の増額によりという説明を受けたと思うのですが、増額した分をここに充てるのはいいのですけれども、この50万6,000円上乗せした分で何をやろうとしているのかというところをご説明願います。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

まず、特別交付税の措置額が上限が上がったということが示されたとお話ししました。この50万円増額の分ですけれども、令和8年度に地域おこし協力隊の方を、今就農の部門と鳥獣対策の方2人を考えています。それを民間のところに委託して募集業務をやってもらうところで、今仕様を固めていますけれども、鳥獣対策のほうなのですけれども、ちょっとレアな資格とかのところもあって、募集の仕方の仕様をもう少しグレードを上げなければならないというところもありましたので、そちらに50万円追加して募集したいと思っています。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） 歳入歳出どちらにもございますが、コミュニティ助成事業についてであります。

ここ最近、不採択になる例が非常に多くなっているやに思いますが、その要因はどのようにお考

えですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

コミュニティ助成事業ですけれども、町、自治体のほうが主体となっていく事業と、あと民間、自治会さんであったり、町内の各種団体のほうが申請者となっていくもの、こちらの2つの種類に大きく分けられますけれども、意外と自治会さんなどが申請するものは、1件、2件は必ず毎年ついてくるのですけれども、野辺地町とか自治体が申請するほうは、特にこの1,000万円クラスというものが2年に1回くらいで採択されるような傾向があるように思います。なので、なるべくこの事業を使うために、来年度自治会さんから手挙げがないかと、この間の連絡会でもお話しさせていただきましたが、そういう活用をまず続けながら、町のほうもなるべく連続した年度で採択されるように事業計画書をきちんと書いて出したいと思います。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで歳入歳出予算の質疑を終わります。

続いて、債務負担行為及び地方債の補正について、一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岡山義廣君） 日程第3、議案第27号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） おはようございます。それでは、議案第27号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ50万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,845万3,000円といたしました。

歳入についてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項2目社会保障・税番号制度システム整備費では8万3,000円を増額しております。これは、マイナンバーカードと健康保険証との一体化の周知を図るため、チラシの製作費に充てることになります。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、4月の人事異動に伴う差額調整分として職員給与費繰入金を42万3,000円増額しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款総務費、1項1目一般管理費は、4月の人事異動に伴うことから、2節から18節までを合わせて42万3,000円増額しております。

続いて、4項1目趣旨普及費は、歳入で説明しましたチラシの製作費として8万4,000円を増額しております。

9款予備費は、財源調整のための減額となります。

以上、令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正について、一括で質疑を行います。

ページ数を言ってから質疑願います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岡山義廣君） 日程第4、議案第28号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

介護・福祉課長の説明を求めます。

介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） それでは、議案第28号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。既定の予算額から歳入歳出それぞれ821万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,931万7,000円といたしました。

それでは、歳入の主なるものについてご説明いたします。5ページをお願いいたします。7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目事務費等繰入金823万4,000円の減額となります。人事異動による職員1名分の減額によります。

続いて、歳出の主なるものについてご説明いたします。7ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を823万4,000円減額いたしました。これは、先ほどの令和7年4月の人事異動に伴い、1名分の人件費の減額によるものであります。

続いて、4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費は4万3,000円を増額いたしました。これは、昨年度実施したケアプランデータ連携システム導入支援事業ですが、今年度に入り、国から直接介護サービス事業所へ運営支援事業が確定いたしました。これを受けて、町からの伴走支援を継続することを決定し、電話料金の計上をいたしました。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正について、一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ございませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 7ページです。人事異動1名分823万4,000円減額ということで、1人異動されたということですが、ここの会計で減った分が、どこかでこれぐらいの金額増えなければいけないと思うのですが、そこがちょっと見当たらないのですが、こういった人事異動なのか。町の外に異動してしまったのか、町の組織内で異動があったのか、お答え願えますか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

介護保険特別会計に該当する職員が1名減員になったということです。減になりました。

以上です。

○議長（岡山義廣君） ほかがございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岡山義廣君） 日程第5、議案第29号 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

建設水道課長の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） それでは、議案第29号 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出の補正の支出では、1款1項営業費用の既決予定額2億4,224万4,000円に83万9,000円減額し、2億4,140万5,000円といたしました。

4項予備費は、500万円から財源調整のため83万9,000円増額し、583万9,000円といたしました。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正となります。支出では、職員給与費の既決予定額4,692万円に83万9,000円減額し、4,608万1,000円といたしました。

補正の内訳は、補正予算説明書で説明いたします。9ページをお願いいたします。（1）、収益的収入及び支出の収入では、1款2項2目他会計負担金に3,000円増額いたしました。一般会計からの人件費分を計上し、5目の雑収益に同額の3,000円を減額し、調整いたしました。

10ページをお願いします。支出では、1款1項4目総係費を83万9,000円減額いたしました。1節給料、2節手当、6節法定福利費、8節退職手当組合負担金については人事異動に伴う増減で、総係費に減額分を4項予備費で同額の83万9,000円増額し、調整いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 4ページのキャッシュ・フロー計算書なのですが、右のほう、資金増加額（又は減少額）ということで、当初予算だと1,300万円の減だったのが、今回3,657万4,000円の減になっておりますが、これはこのままいくと単年度で純利益マイナスになると解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） ご質問にお答えします。

現段階の状況では、赤字の可能性はあります。今後これからの議案のほうに提出いたしますが、そちらの料金改定等を考慮して増にする見込みという形で、こちらのほうは考えております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） ほかがございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

10時40分まで休憩します。

休憩（午前10時29分）

再開（午前10時39分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

◎議案第30号 野辺地町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第6、議案第30号 野辺地町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 議案書5ページをお願いします。議案第30号 野辺地町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について所要の改正を行うものであります。

それでは、主なる改正内容を新旧対照表でご説明いたします。10ページ下段をお願いします。第

18条の2は、新設された規定です。第1項は、本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の情報提供等に併せて、次の第1号から第3号までの措置を任命権者に義務づけるものです。

第1号は、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供です。両立支援制度等には、部分休業、時間外勤務をさせないこと、子の看護休暇などが挙げられます。第2号は、仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認。第3号は、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に係る当該職員の意向確認であります。両立の支障となる事情の改善には、始業または終業の時刻、業務量の調整などが挙げられます。

11ページをお願いします。第2項は、3歳に満たない子を養育する職員に対して、一定の期間内に次の第1号から第3号までの措置を任命権者に義務づけるものです。内容は、第1項とほぼ同様です。第3項は、第1項第3号または第2項第3号により意向を確認した事項への配慮を義務づけるものです。

主なる改正内容は以上であります。

8ページをお願いします。この改正条例の施行日は、令和7年10月1日とし、第2条において、経過措置を設けております。

議案第30号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号 野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第7、議案第31号 野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 議案書13ページをお願いします。議案第31号 野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。これは、職員が育児と仕事の両立をより図りやすくなるよう、部分休業の取得要件を明確化し、選択肢を広げることを目的としております。

それでは、主なる改正内容を新旧対照表でご説明いたします。19ページ中段をお願いします。第17条は、部分休業することができない職員の規定です。改正前の第2号において、部分休業ができない非常勤職員の要件として、「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮する」と定めておりましたが、改正後は「勤務日の日数」のみを考慮することとします。

20ページをお願いします。第18条は、部分休業の承認についてであります。現行の1日につき2時間を超えない範囲の部分休業を第1号部分休業と定義し、勤務時間の始めまたは終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止します。

21ページをお願いします。18条の2以降により、新たに第2号部分休業を設けます。承認は、1時間を単位として行います。ただし、次の各号の場合においては、例外的に分単位の時間がある場合や残時間に端数がある場合は、その時間を承認できます。第18条の3は、条例で定める部分休業の1年の単位期間を毎年4月1日から翌年3月31日までとします。第18条の4は、条例で定める職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限で、常勤職員は77時間30分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間とします。また、育児休業法により、部分休業を請求する職員が第1号部分休業と第2号部分休業という2つの請求形態のいずれかを取得するかは、職員の選択制となります。

22ページをお願いします。第18条の5は、職員が部分休業の請求形態の申出の内容を変更することができる特別の事情で、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことなど、申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とします。

主なる改正内容は、以上であります。

17ページをお願いします。この改正条例の施行日は、令和7年10月1日とし、第2条において経過措置を設けております。

議案第31号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第8、議案第32号 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 議案書23ページをお願いします。議案第32号 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案であります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、主なる改正内容、新旧対照表でご説明いたします。26ページをお願いします。第3条は、選挙長等が職務のため旅行した場合支給する費用弁償の規定ですが、選挙長、投票管理者、開票管理者の旅費の額を一般職6級の旅費相当額とするものです。

中段の別表は、選挙長等の報酬の額を定めたものですが、選挙長と開票管理者について、改正後は1万2,200円に、選挙期日の投票管理者は1万4,500円に、期日前投票管理者は1万2,800円に、選挙期日の投票立会人は1万2,400円に、期日前投票立会人は1万900円に、開票立会人と選挙立会人は1万100円に改めます。別表欄外の備考は、交代制の場合の報酬額の算定方法を定めたものですが、交代制の対象に投票管理者を加えるものです。

主なる改正内容は、以上であります。

24、25ページをお願いします。この改正条例の施行日は、公布日からとし、第2条は経過措置ですが、施行日以後に公示、告示される選挙から適用します。

議案第32号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号 野辺地町手数料条例の一部を改正する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第9、議案第33号 野辺地町手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

健康づくり課長の説明を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） 議案第33号についてご説明いたします。議案書29ページをお願いいたします。

議案第33号は、野辺地町手数料条例の一部を改正する条例案であります。30ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、事業名の変更に伴い、手数料の名称を改めるものであります。

産後ヘルパー派遣事業は、出産後の産婦を対象者として実施してまいりましたが、事業見直しを行い、今年度から対象者の範囲を拡大し、妊婦や育児等に不安を抱える子育て世帯などを対象者に加え、事業名称を国の実施要綱と同じ、「子育て世帯訪問支援事業」に変更したものです。

改正内容について、新旧対照表でご説明いたします。31ページをお願いいたします。別表は、手数料の名称及び額を定めておりまして、改正前の名称の「産後ヘルパー派遣事業手数料」を、改正後は「子育て世帯訪問支援事業手数料」とします。なお、手数料の額に変更はございません。

この条例は、公布の日から施行といたします。

以上、議案第33号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 改正案の子育て世帯訪問支援事業手数料に関してですが、これは範囲が広がった分、仕事の内容が変わってくると思うのですけれども、それは金額は変えなくても大丈夫なのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

この事業は、委託して実施しているものでして、委託料に関しては従来と変更はございません。
以上となります。

○議長（岡山義廣君） その他ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号 野辺地町水道事業条例の一部を改正する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第10、議案第34号 野辺地町水道事業条例の一部を改正する条例案を議題とします。

建設水道課長の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） それでは、議案書33ページをお願いいたします。

議案第34号は、野辺地町水道事業条例の一部を改正する条例案であります。本条例案の提案理由は、水道料金の改正を行うため提案するものであります。

改正内容について新旧対照表でご説明いたします。36ページをお願いいたします。第20条は、水道料金を規定したものであります。改正前の基本料金、超過料金、各用途別の金額に約13%を上乗せした額に改めるものであります。

この条例は、令和7年10月1日から施行といたします。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 5月の全員協議会で料金の改定シミュレーションが示されましたが、その中でこの料金改定の計画は、条件として単年度の純利益がマイナスにならないようにというのと、10年以内に資金残高を4億円にするということで料金改定を計画したということであります。10月

からの値上げによって、この値上げ幅だけで今年度は赤字にはならないと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） ご質問にお答えします。

5月の全員協議会での説明の中で、シミュレーションのほうをご提示いたしました。こちらのほうの計画に沿って考えておる実情でありますので、実際今回の値上げによって黒字になる方向に向かうように、こちらのほうも努力していきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） ほかがございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号 野辺地町生活支援ハウス運営事業に関する条例を廃止する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第11、議案第35号 野辺地町生活支援ハウス運営事業に関する条例を廃止する条例案を議題とします。

介護・福祉課長の説明を求めます。

介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） それでは、議案第35号についてご説明申し上げます。議案書37ページをお願いいたします。

議案第35号は、野辺地町生活支援ハウス運営事業に関する条例を廃止する条例案であります。

38ページをお願いいたします。生活支援ハウスは、令和7年3月31日をもって、その運営事業を終了したことから、本条例を廃止するために提案するものです。

この条例は、公布の日から施行します。

以上、議案第35号についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号 財産の取得の件（消防ポンプ自動車購入）

○議長（岡山義廣君） 日程第12、議案第36号 財産の取得の件（消防ポンプ自動車購入）を議題とします。

防災管財課長の説明を求めます。

防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） それでは、議案第36号についてご説明いたします。議案書39ページをお願いいたします。

議案第36号は、財産の取得の件であります。消防ポンプ自動車C D—1型1台につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

40ページをお願いいたします。1、取得する財産であります。消防ポンプ自動車C D—1型1台であります。

2、契約の方法は、指名競争入札。

3、取得価格は、3,278万円です。

4、契約の相手方は、青森市栄町1丁目12番1号、有限会社丸栄消機、代表取締役、天内晴美でございます。こちらは、消防団第2分団車両となりますが、第2分団は警戒区域が浜町、八幡町、新道、新町となります。現有の車両は、平成10年12月に購入し、27年が経過したもので、今回更新することとしております。42ページに参考資料を添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

取得する財産の概要であります。主なものをご説明いたします。車両の諸元については、ダブルキャブオーバー型、ハイルーフ仕様、ディーゼルエンジン、4輪駆動型、オートマチックトランスミッション式で、主ポンプとして動力消防ポンプ受託試験規格A—2級を搭載する車両となっております。

おります。

契約の状況につきましては、令和7年5月20日に指名競争入札を行いました。

入札参加者及び結果は、(4)、入札の状況に記載されているとおりであります。

なお、入札参加者の8名は、町に競争入札参加資格審査申請書を物品購入等の車両を希望して提出している業者のうち、町が購入予定であります消防ポンプ自動車と同等の業務で指名実績のある県内業者となっております。

最後に、記載はございませんが、納入期限のご説明をいたします。令和8年12月11日までの納期として納入することとして仕様に定め、入札を行い、契約しております。来年度、令和8年度の納入を予定しております。納期の12月11日までとしたことにつきましては、現有車両の車検満了日が令和8年12月24日までとなっております、新車両の訓練期間等を考慮し、設定したものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 42ページの参考資料のことでお伺いしたいと思います。

予定価格を設定してあるのですが、こういった類いの特殊車両というのは、例えばインターネットとかを検索してもなかなか金額というのは分からないのですけれども、予定価格決定に当たって参考としたものは何でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

指名業者にも入っている業者ではありますが、その業者から町の仕様、ある程度の仕様を示しまして、見積書を提示いただいております。その見積書を、何者かから頂いた見積書を参考として、予定価格、設計額としているところでございます。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号 公有水面埋立について

○議長（岡山義廣君） 日程第13、議案第37号 公有水面埋立についてを議題とします。

産業振興課長の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） それでは、議案第37号についてご説明いたします。議案書43ページをお願いいたします。

議案第37号は、公有水面埋立についてであります。公有水面の埋立てにつきまして、青森県知事から意見を求められたので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により提案するものであります。

44ページをお願いいたします。出願は1件でございます。出願1、出願人は、青森県知事。埋立位置は、上北郡野辺地町字野辺地548番、549番、551番、552番、554番、555番、557番、559番、560番、562番及び563番の地先公有水面。埋立面積、7,503.08平方メートル。埋立地の用途、漁具保管修理施設用地、船揚場、護岸。埋立に関する工事の施工に要する期間、着手の日より3年以内でございます。

このことについて、異議がない旨の意見を述べたいので、議会の意見を求めるものであります。

参考資料といたしまして、47ページに平面図を、48ページに埋立区域等の写真をとじ込みしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） これ異議のない旨を回答したいということなのですが、公有水面の埋立てで、これまでどのような経緯があったのか、どのような手続を踏んでここまで来たのかというところを少し詳しく教えてほしいのであります。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

この事業は、昨年までずっと継続事業でございますが、当初の工事、この事業の最初は今から八、九年前だったと記憶しております。最終的に昨年は荷さばき施設も完成しまして、今回この斜路の埋立てでございますが、これがもう終盤の事業になります。当初は、常夜燈公園の地先埋立てから始まって、順番に来まして、そのごとに漁師さんを集めまして、青森県のほうで、今年はこの事業やります、今年はこちらまでやる予定ですよというふうに説明をして、漁協の総会においても漁師さんに説明して審議しております。この写真に添付しております赤の部分、これは多分早ければ今

年と来年で完成する予定になっております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 同じく異議がない旨を回答したいということでもありますけれども、一番の当事者は漁師さん、漁業をやっている方ということで、漁協さんでも様々検討があったと思うのですが、その際にどういった意見があったのか。一部の方から、例えば埋立てすれば困るとか、そういった意見があったのかどうかというところも私たち加味しなければいけないのかなと思いますので、その辺、もし情報があれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） 当初は、漁師さんが今作業小屋を建てている、その前にすぐ船が着いております。昔から作業スペースがないという漁師さんの意見、これが非常にありました。置くところがないため、道路の向かい側にも網を置いている大変危険な状態でございます。なので、ほぼほぼの漁師さんは好意的な意見でまとまっております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） そうすれば、当事者の方々は、おおむねもうこの事業に対しては同意をされたという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） 総会でも採決を取っておりますので、そういうふうを取っていただいてよろしいかと思います。

○議長（岡山義廣君） ほかがございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎追加事件の提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第14、議案第38号を上程し、町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） それでは、本定例会に追加提案いたしました議案第38号 財産の取得の件について、その概要をご説明申し上げます。

野辺地町立小・中学校の教職員用パソコンを取得するため、野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

以上、1件の議案につきまして追加提案させていただきますので、よろしくご審議、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案第38号 財産の取得の件（小・中学校教職員用パソコン購入）

○議長（岡山義廣君） 日程第15、議案第38号 財産の取得の件（小・中学校教職員用パソコン購入）を議題とします。

学校教育課長の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） 議案第38号についてご説明いたします。

追加提案議案書2ページをお願いします。議案第38号は、財産の取得の件であります。

1、取得する財産、小・中学校教職員用パソコン一式。

2、契約の方法は、指名競争入札。

3、取得価格は、1,452万円。

4、契約の相手方は、青森市大字浜田字豊田156番地2、株式会社ビジネスサービス青森支店、支店長、中村牧大であります。

5ページに参考資料を添付してありますので、御覧ください。3の概要等ですが、小・中学校3校分の教職員用ノートパソコン74台と付属ソフトウェア等の購入であり、納入期限は令和7年8月22日であります。

4の入札の状況ですが、令和7年6月12日に指名競争入札を行いました。予定価格は、1,514万730円。入札書比較価格、1,376万4,300円のところ、記載のとおり結果となりました。

以上、議案第38号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） パソコン本体の寿命というのは、何年ぐらい使う予定ですか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

今回の更新ですが、OSのウィンドウズ10のサポートが10月で終了するというので、更新することになりますが、パソコンは、おおむね5年以上になるかと思います。これまでは、小学校で9

年、中学校は7年ということで使っておりますが、5年以上使うことになるかと思います。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） この購入ソフトの、「マイクロソフトオフィス」のL T S Cというのは、買い切りタイプになっていると思うのですけれども、これのサポートは5年ですが、その後のサポートは、また新しい「オフィス」を購入して、本体はそのまま長く使う予定なわけですか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） その辺の使い方ですが、これから数年使っていまして、その機器のスペックというか、その辺が十分であればそのまま使うかと思いますが、不具合があれば更新ということになるかと思います。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） P D F ソフトをまた別に購入されているのですけれども、P D F の使い方としてはどのような形で使う予定なのですか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） こちらの9本、各校3本ずつ買うことになります。校長、教頭、教務の方々がお使いになるかと思いますが、P D F の作成ですとか編集等をスムーズに行うためにP D F ソフトを買うということであります。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） この参考資料なのだけれども、さっきの消防ポンプ自動車のほうには予定価格とか入札書比較価格とあるのだけれども、これにはないのですが、この様式というのは統一されないものでしょうか。多分予定価格とか入札書比較価格、これはあったほうがいいと私は思うのですが、副町長どうですか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 今後検討して、対応してまいりたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎発委第6号 「未来につなげる幸せのまち」を次代につなげる決議案

○議長（岡山義廣君） 日程第16、発委第6号 「未来につなげる幸せのまち」を次代につなげる決議案を議題とします。

本案は、会議規則第13条第2項の規定によって、議会運営委員会から提出されました。

趣旨説明を求めます。

11番、赤垣義憲君。

○議会運営委員長（赤垣義憲君） 発委第6号 「未来につなげる幸せのまち」を次代につなげる決議案。案文を読み上げ、趣旨説明とさせていただきます。

本委員会は、会議規則第13条第2項の規定により、次のとおり決議案を提出いたします。議案書2ページをお願いいたします。

多くの町村では、長期的な人口減少や東京一極集中による過疎化・少子高齢化が深刻な問題となっており、基幹産業である農林水産業が担い手不足により衰退するなど、地域活力が衰退しております。また、頻発する自然災害や、原油価格・物価の高騰が、住民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしており、加えて、町村は自主財源が乏しい中で、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災事業など、増大する役割に迅速・的確に対応していかなければならない状況にあります。

こうした情勢の中で野辺地町の実情に沿って取組を展開していくため、当町議会では、令和7年1月31日に開催した「町民と議員の井戸端会議」において、野辺地町が抱える課題等について町民と懇談し、望まれる野辺地町の未来について、提言をまとめたところでございます。

町は、まちづくり総合計画等の各種計画によって、事業を推進されていますが、社会の変容を見据えて、機動的かつ万全な措置を講じられ、その取組が次代につながるよう更なる町政の充実を求めるものであります。

1つ目は、寄附がこれからの挑戦を可能に。

2つ目は、縦割りをなくした多世代共生施設を。

3つ目は、逆転の発想であるものを新たに活かす。

この3つの項目の具体的内容については記載のとおりです。

以上、決議いたします。令和7年6月20日、野辺地町議会。

説明は以上です。議員各位におかれましては、この本決議案の趣旨にご賛同くださるよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから発委第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（岡山義廣君） 日程第17、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第70条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岡山義廣君） 日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本定例会に付議されました事件の審議が全部終了しました。

これをもって令和7年第3回野辺地町議会定例会を閉会します。

（午前11時24分）